

木質バイオマスストーブの使用にご注意ください！

薪ストーブやペレットストーブは、木質資源を燃料としているためカーボンニュートラルであり、地球温暖化対策としても注目されています。

一方で、誤った使用方法により煙や臭いが発生し、近隣トラブルにつながる場合があります。適切な使用をするとともに、ご近所への配慮をお願いします。薪ストーブ等を使用されている方や設置を検討されている方は、環境省発行の「木質バイオマスストーブ環境ガイドブック」を参考にしてください。

カーボンニュートラルとは

燃焼によりCO₂（二酸化炭素）が発生しても、植物の成長過程で光合成によりCO₂を吸収しているため、CO₂排出量の収支がゼロになる状態を指します。



環境課 ☎ (72) 4438

木質バイオマスストーブ等の使用上の注意点

●十分に乾燥したきれいな薪を使いましょう

乾燥が不十分だと、燃やしたときに煙やにおいが発生します。接着剤や塗料、防腐剤が使用されたものや化学処理された木材は、悪臭や有害な化学物質が発生する恐れがあるので、燃やしてはいけません。

●ごみは燃やさないようにしましょう

家庭ごみや建築廃材などの廃棄物の焼却は、法律により禁止されています。家庭ごみなどは、適切に分別・処理するようにしましょう。

●定期的な掃除と点検をしましょう

ススは溜まっていると、風に飛ばされて近隣の迷惑になるとともに、タールは煙道火災の原因になる恐れがあります。

●火災の発生に注意しましょう

薪ストーブなどは火を使用するため、近くに燃えやすいものを置かないようにしましょう。万が一に備えて消火器を用意するなど対策をすることも大切です。

大磯小規模事業者エール支援金

町内の小規模事業者等を対象に事業継続の支援を目的とした給付金の支給を行います。

【対象者・主な要件】

- ・令和3年12月1日以前に創業している
- ・町内に事業所があり、町内で事業を営んでいる
- ・事業を継続する意思がある
- ・令和4年1月～12月までの月の1か月の売上高が、平成31年1月～令和3年12月までのいずれかの同月と比較して、30%以上かつ10万円以上減少しているまたは国の事業復活支援金の交付決定を受けている
- ・町税を滞納していない

【給付額】

対象事業者につき5万円

【申請期間】 令和5年1月31日（火）まで 消印有効

【申請に必要な書類】

- ①申請書兼実績報告書
- ②対象月の売上が確認できる書類または国の事業復活支援金の交付決定を受けていることがわかる書類
- ③誓約書
- ④請求書
- ⑤町内事業者であることがわかる書類
- ⑥直近の確定申告書の写し

※その他、資料等の追加提出を依頼する場合があります。

※本支援制度の詳細は町ホームページをご覧ください。

産業観光課 ☎ 内線 617

大磯町農産物品評会

町内で生産された農産物が出品される品評会を開催します。また、多品目にわたる新鮮な出品物を販売します。

【出品物の一般公開】

▼とき 11月18日（金） 12時30分～14時30分

▼ところ 国府支所2階会議室

【出品物の販売】

▼とき 11月19日（土）・20日（日） 9時～17時

※売り切れ次第終了

▼ところ 大磯港賑わい交流施設（OISOCONNECT）

※車で来場される方は大磯港駐車場（有料）をご利用ください。

新庁舎整備基本計画策定に向けたオンライン説明会を開催します

町では、新庁舎整備に向けた「基本計画」の策定を進めています。

この度、基本計画（案）の取りまとめに向けた、オンライン（Zoom）による説明会を開催します。なお、オンライン環境がない方には、本庁舎4階にオンラインで参加できる会場を用意します。

▼とき 11月12日（土）

①10時 ②13時30分

（各回1時間30分程度）

▼内容 新庁舎整備基本計画（案）の取りまとめに向けて

▼定員（先着順）各回50人以内、本庁舎4階の会場は、各回20人以内

▼申込み 参加希望の方は、11月8日（火）までに電話または二次元バーコードからお申込みください。

申込みの際には、氏名、電話番号、参加人数、参加希望回（①、②）、参加方法、Eメールアドレスをお知らせください。



総務課 ☎ 内線 209